健康牛についての牛海綿状脳症(BSE)検査を 平成29年4月1日から廃止しました。

市保健所では、四日市市食肉センターにおいてと畜された48ヶ月齢を超える 牛について、牛海綿状脳症(BSE)検査を実施してきましたが、下記の通り平 成29年4月1日から健康牛についての検査を廃止しました。

記

1、内容

- (1) 平成29年4月1日から、健康牛についてのBSE検査を廃止しました。
- (2) 生体検査において原因不明の運動障害等の神経症状や全身症状を示す牛について、と畜検査員が必要と判断する場合にはBSE検査を実施します。
- (3) 引き続きBSE対策として、と畜場において適切に特定危険部位(*) を 除去します。
- (4) 今後のBSE対策について、市民、と畜場関係者等に引き続き情報提供を していきます。
- *:特定危険部位とは、牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が30ヶ月を超える牛(出生の年月日から起算して30ヶ月を経過した日の翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頬(ほぼ)肉、皮及び扁桃を除く。)及びせき髄。

2、廃止の理由

(1) 食品安全委員会による「48ヶ月齢超の健康牛のBSE検査を廃止してもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との答申を受け、厚生労働省は牛海綿状脳症対策特別措置法を平成29年2月13日に

改正し、4月1日に施行しました。

- (2)日本は、国際獣疫事務局から、これまでの各種BSE対策を評価され、 「無視できるBSEリスクの国」と認定されました。
- (3) 三重県を含め全国の自治体が4月1日から健康牛についてのBSE検査を 廃止する見通しです。

〇参考資料 (経過等)

BSE検査は平成13年10月から開始し、以降三重県内でと畜された牛は全て陰性でした。国は段階的に検査対象月齢を変更しており、平成25年7月1日からは48ヶ月齢を超える牛について検査を実施してきました。

※国のBSE検査見直し経過

- H13. 9.10 国内で1頭目のBSE感染牛確認
- H13.10.18 全国一斉にBSE全頭検査開始
- H17. 8. 1 検査対象月齢を21ヶ月以上に引き上げ
- H25. 4. 1 検査対象月齢を30ヶ月超に引き上げ
- H25. 5.28 国際獣疫事務局が、無視できるリスクの国に認定
- H25. 7. 1 検査対象月齢を48ヶ月超に引き上げ
- H29. 4. 1 健康牛についての検査廃止
- R6. 4. 1 検査対象月齢の撤廃。検査対象は、生体検査において行動異常又は 神経症状を呈する牛へ

〇関連リンク

食品安全委員会(BSEに関する情報)

https://www.fsc.go.jp/senmon/prion/bse_information.html

厚生労働省(BSEについて)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bse/index.html

厚生労働省牛海綿状脳症(BSE)等に関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0308-1.html

農林水産省(BSE関係)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/

三重県(BSE情報)

http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500004495.htm

松阪食肉衛生検査所

http://www.pref.mie.lg.jp/MSHOKU/HP/